

松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画

見直し等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

松阪市建設部都市計画課

## 1. 趣旨

松阪市建設部都市計画課（以下、「都市計画課」という。）では、平成 20 年 3 月に策定した「松阪市都市計画マスタープラン」について令和 7 年に目標年次を迎えることから、松阪市の現状や課題の整理を行い、住民の意見を反映させながら松阪市全体の将来像や土地利用の方向、地域別のまちづくりの方針等を関連計画との整合を図りつつ社会情勢の変化に対応した新しい計画を策定します。平成 31 年 3 月に策定した「松阪市立地適正化計画」については、令和 2 年 6 月 10 日付の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）の改正で新たに策定を求められた「防災指針」の作成を行うとともに、立地適正化計画が概ね 5 年毎に評価・見直しが必要なことから、現行計画の評価・見直しも行います。

本業務を行うにあたり、事業内容に関する十分な専門的知識が求められることから、専門的なノウハウを持ち、効率的で質の高い業務を行うことができる事業者を公募型プロポーザルにより募集いたします。

## 2. 業務の内容

### (1) 名称

松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等業務委託

### (2) 内容

詳細は別紙「特記仕様書」のとおりです。

### (3) 契約期間

契約の日から令和 8 年 3 月 16 日までとします。

## 3. 参加資格条件

プロポーザルに参加する者は、松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等業務委託の目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業で、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 松阪市契約規則（平成 17 年規則第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 松阪市競争入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント関係）に登録されている市内、準市内及び県内業者であること。
- (4) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第 150 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程による都市計画及び地方計画部門登録があり、過去 10 年間（平成 25 年度～令和 4 年度）に、官公庁発注の業務で元請としての「市町村都市計画マスタープラン」の策定業務の完了実績および都市再生特別措置法における防災指針の作成を含めた「立地適正化計画」の策定等業務の受注実績または完了実績を有すること。

- (8) 配置予定技術者については、管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置することとし、管理技術者、担当技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。また、参加申請書に記載された所属の企業に常時雇用されている者とする。

ア 管理技術者

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）

イ 担当技術者及び照査技術者

- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門に限る）

なお、管理技術者、担当技術者及び照査技術者は各々兼任できないものとする。

- (9) 配置予定技術者の管理技術者は、「市町村都市計画マスタープラン」策定業務の完了実績および防災指針の作成を含めた「立地適正化計画」の策定等業務において、管理技術者として業務に従事した実績（履行中を含む）を有すること。また、担当技術者は、「市町村都市計画マスタープラン」策定業務の完了実績、防災指針の作成を含めた「立地適正化計画」の策定等業務において、管理技術者又は担当技術者として従事した実績（履行中を含む）を有すること。

※いずれの業務も官公庁発注のものとする。

#### 4 提案上限額について

〔提案上限額〕 22,570,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※なお、上限額を超えての提案は無効とします。

#### 5. 企画提案にあたっての留意事項について

(1) プロポーザル実施要領等の承諾

参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) プロポーザル参加費用の負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしません。また、提出書類については、松阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。

(4) 提供資料の取扱い

市から提供する資料は取扱いに注意するとともに、無断で当プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは無効とします。

- ア 資格要件を欠くもの。
- イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- エ 信義に反する行為があったとき。
- オ その他選考に係る不正行為があったもの。

(6) その他

プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたっては仕様の変更があった場合には、参加希望業者に通知します。

6. 契約保証金について

契約予定者は、契約を締結する際に納付書を添えて契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、松阪市契約規則第31条に基づき全部又は一部を免除する場合があります。なお、納付の方法は、担保として提供された証券等現金以外の方法もあるため、都市計画課と協議すること。

7. 参加申請・提出書類について

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市役所 建設部 都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1（第1分館）

TEL 0598（53）4168

FAX 0598（26）9118

E-mail: [tos.div@city.matsusaka.mie.jp](mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp)

(2) プロポーザル実施スケジュール

公告期間（閲覧期間）	5月22日（月）～6月5日（月）
参加申請にかかる質問提出期限	5月29日（月）
参加申請にかかる質問回答期限	6月1日（木）
参加申請書提出期限	6月5日（月）
参加資格審査結果通知日	6月6日（火）
※一次審査実施通知日	6月6日（火）
（参加申請者が多数の場合、一次審査を行います）	
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	6月12日（月）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	6月15日（木）
※一次審査書類提出期限（一次審査実施の場合）	6月16日（金）
※一次審査結果通知日（一次審査実施の場合）	6月30日（金）
参加辞退届提出期限	7月13日（木）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	7月13日（木）

業者プレゼンテーション・ヒアリングの実施	7月下旬（予定）
最優秀提案者の決定	8月上旬（予定）
業務委託契約締結	8月上旬（予定）

(3) プロポーザル実施要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間：令和5年5月22日（月）～令和5年6月5日（月）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

閲覧場所：(1)に同じ

※市のホームページよりダウンロードすることも出来ます。

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

(4) 参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年6月5日（月）午後5時までに（必着）

提出場所：(1)に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、または宅配便による。

※郵送または宅配便の場合は、事前に担当課まで連絡をしてください。

提出書類：

ア 参加申請書（様式第1号）

イ 事業者概要（沿革、代表者の履歴等）・・・（任意様式）

ウ 業務実績調書（様式第2号）及び契約書の写し等

・テクリス又は地方公共団体と締結した契約書の写し等

エ 納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

・市区町村税の完納を証明する書類

・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明  
（納税証明書様式その3の3 写し）

※ 提出書類は、証明書等を除きA4版とします。

(5) 参加申請質問にかかる提出期限

令和5年5月29日（月）午後5時までに（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第6号）に記載し、松阪市建設部都市計画課に原則としてメール（ファクシミリでも可）で送信してください。

(6) 参加申請質問にかかる回答期限

原則として、令和5年6月1日（木）までに質問者にのみ随時回答します。

(7) 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和5年6月6日（火）

通知方法：メールにより各社へ送信します。

※参加申請者が多数の場合、一次審査実施の通知を行います。

(8) 一次審査実施通知日（一次審査実施の場合のみ通知します）

通知日：令和5年6月6日（火）

通知方法：メールにより各社へ送信します。

(9) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期間

令和5年6月12日（月）午後5時までに（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第6号）に記載し、松阪市建設部都市計画課に原則としてメール（ファクシミリでも可）で送信してください。

(10) 企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限

原則として、令和5年6月15日（木）までに、質問者にのみ随時回答します。

(11) 一次審査書類提出期限、提出場所、提出方法及び記載内容等

※一次審査実施の場合は、以下の書類を提出期間までに提出してください。

また、一次審査を実施しない場合は、企画提案書及び提案見積書を提出期間に提出してください。

提出期限：令和5年6月16日（金）午後5時までに（必着）

提出場所：(1) に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、または宅配便による。

※郵送または宅配便の場合は、事前に担当課まで連絡をしてください。

提出書類：

- ア 業務実施体制（様式第7号）及び予定技術者の資格書の写し等  
・「3. 参加資格条件の(8)」に該当することがわかる書類の写し等
- イ 予定技術者業務実績（様式第8-1号、第8-2号）
- ウ 業務実施方針・業務フロー（様式第9号）
- エ 工程計画（様式第10号）

(12) 一次審査結果通知日（一次審査実施の場合のみ結果を通知します）

通知日：令和5年6月30日（金）

通知方法：メールにより各社へ送信します。

(13) 企画提案書及び提案見積書等提出期限、提出場所、提出方法及び記載内容等

提出期限：令和5年7月13日（木）午後5時までに（必着）

提出場所：(1) に同じ

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、または宅配便による。

※郵送または宅配便の場合は、事前に担当課まで連絡をしてください。

※一次審査実施の場合においても、企画提案書及び提案見積書提出期限について、スケジュール通りとしますので、ご注意ください。

提出書類：

- ア 企画提案書（様式第3号を含む）
- イ 提案見積書（様式第4号）
- ウ 業務実施体制（様式第7号）
- エ 予定技術者業務実績（様式第8-1号、第8-2号）

オ 業務実施方針・業務フロー（様式第9号）

カ 工程計画（様式第10号）

キ 付属資料（任意）

※ウ、エ、オ、カの書類について、一次審査で提出済みの場合は、再提出は不要です。

#### 【企画提案書作成上の留意事項】

ア 業務実施体制において、配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者を記載してください。担当技術者を複数配置する場合は、評価対象とする担当技術者を明記してください。

イ 管理技術者については、同種業務経歴を最大5件まで記載すること。  
担当技術者については、同種業務経歴を最大3件まで記載すること。

ウ 企画提案書の様式は、A4縦長横書き両面としてください。

エ 1部は袋綴じし「正本」とし、社名を表紙に記載した上で、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印してください。

なお、提案者にかかる担当者名及び連絡先等を必ず明示してください。

オ 印を押さない（※社名は一切削除してください。）企画提案書を「副本」として10部作成し、電子媒体1部を添付してください。電子媒体には、紙媒体で提出する文書すべてを含めてください。電子媒体は、PDF形式または、Microsoft Office 形式としてください。

カ 企画提案書の最初のページは、別紙様式第3号「企画提案書」としてください。

キ 企画提案書は、松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等業務委託公募型プロポーザル実施要領にある審査評価項目の評価着眼点の項目に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記述してください。その他、仕様書に従って積極的な提案を行ってください。

ク 企画提案書は、全部で50ページ以内に収めてください。また、必ずページ番号を表記してください。

ケ 仕様書に記載している内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行なってください。

コ 提案見積価格に加算していない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けません。

#### 【提案見積書記載上の留意事項】

ア 提案見積書は、別紙様式第4号に従い作成してください。

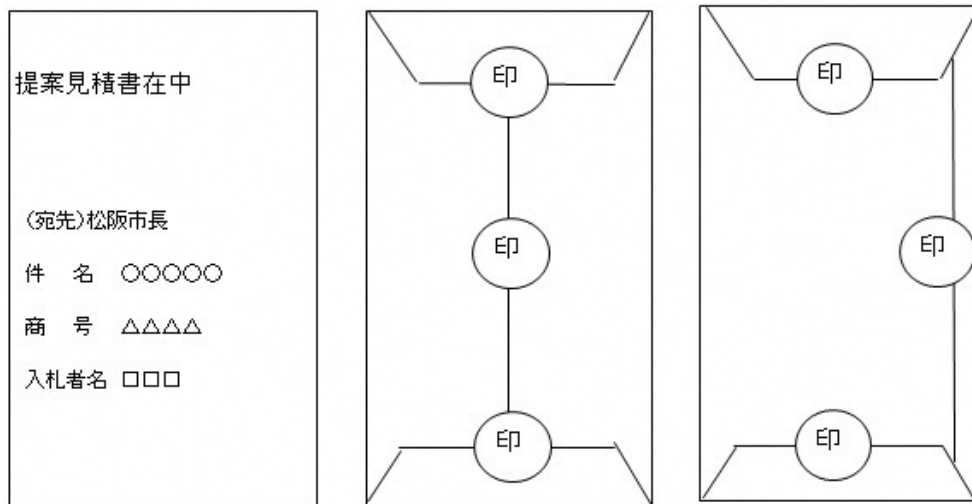
イ 提案見積額は、消費税及び地方消費税相当額10%を除いた金額を記載してください。

ウ 提案見積書は、企画提案書とは別に作成してください。

エ 提案見積書については、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印してください。

- オ 件名は横書きで、「松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等業務委託」としてください。
- カ 提案見積書提出の際は封筒に入れ、封筒に封印、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に 封印（押印）してください。印は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用し、封筒の継ぎ目 3 ヲ所へ押印してください。

【参考例】 提案見積書用封筒（表） 提案見積書用封筒（裏）



【無効提案（見積り）】 次の各号のいずれかに該当する提案（見積り）は無効とします。

- ア 提案者が同一事項の提案（見積り）に対し、二以上の提案（見積り）をしたとき。
- イ 提案見積書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい提案（見積り）。
- ウ 提案見積価格に関して、桁まちがい等、提案者から誤記との意思表示がなされた場合。
- エ 提案者が提出期限までに企画提案書・提案見積書を提出しないとき。
- オ 前各号に掲げるもののほか、価格提案に関する上限に違反したとき。
- カ 提案見積書用封筒に封緘（封の糊付け）、封印のないもの。



## 8. 審査方法について

### (1) 審査委員会

松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査し、最優秀提案者を選定します。

### (2) 一次審査

参加申請提出者が多数の場合には、一次審査を行います。

参加申請提出者は、一次審査に必要な書類（7. 参加申請・提出書類について（11）を参照）を提出期限までに提出してください。

審査委員会において、参加資格要件を確認するとともに、予定技術者、業務の実施方針・業務フロー・工程計画を評価要領（別表1）により審査し、得点の高い方から5者程度を選定します。

参加申請の提出者が5者以下の場合は、一次審査は行いません。

### (3) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

管理技術者は必ず出席するものとし、管理技術者を含め3名までとします。

持ち時間は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内の計30分以内を予定しています。スライド用のパソコンは持参して下さい。プロジェクター及びスクリーンは市で用意します。なおプレゼンテーションと質疑応答の時間の内訳は変更となる場合があります。

プレゼンテーション・ヒアリングの実施日時、会場については別途通知します。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場でのプレゼンテーションが実施できない場合は、web会議等により実施します。

### (4) 評価基準

仕様書で指定する松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等に係る委託業務を十分遂行できる事業者であることが必須条件であり、本市に合った松阪市都市計画マスタープラン策定及び松阪市立地適正化計画見直し等の業務であるかを評価します。

企画提案書の各評価項目の配点及び配分は別表1（各項目の評価要領）のとおり。各評価項目の評価点の計算は別表2（各評価項目の計算方法）のとおり。なお、算出した評価点に小数点が出た場合は切り捨てとします。

評価の結果、評価点の合計が100点満点中60点に満たない者は最優秀提案者としません。

また、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 提出書類を提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

### (5) 選定結果の通知

選定の結果は、全ての参加者に書面で通知します。なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表します。

#### 9. 参加辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、指定の様式・参加辞退届（様式第5号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和5年7月13日（木）午後5時までに必着）までに、松阪市建設部都市計画課へ提出してください。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはありません。郵送される場合は必ず書留、簡易書留、特定記録郵便、または宅配便としてください。

以上